

# 京都市市営住宅の団地再生計画の方向性と地域再生

竹口 等

## 要 約

京都市市営住宅には、建設目的の異なる公営住宅と改良住宅が併存する。住宅の老朽化と併せて地域活力の衰退が目立つ。京都市は、財政悪化の中で、公営住宅は改善を行いながら継続活用し、改良住宅は集約化による団地再生を行う方針を打ち出した。その団地再生計画には厳しいハードルがあるが、まちづくりには、住宅や施設等の建設実現だけでなく、住民・行政・NPO等の協働による、民主主義社会の主体形成を促進する側面があることについて考察する。

キーワード：団地再生、まちづくりは人づくり、協働

## 1. はじめに

戦後、公共住宅（公営住宅・改良住宅等）がニュータウンのような集合住宅として建設され続けた。これらの集合住宅地域は、年月の経過のなかで住宅の老朽化と共に入居者の少子高齢化などが急速に進行し、地域活力の衰退が目立つ。従来は、建物の耐用年数に応じて、建替えが進められたが、地方自治体の財政悪化から、その建替え方式が見直されている。京都市もその例外ではないが、一部の集合住宅については「団地再生計画」による地域再生とコミュニティーの再構築が進められつつある。本稿では、それらを紹介しながら、「団地再生計画」の課題と地域再生の意義について論じる。

## 2. 京都市市営住宅の現状と課題

京都市は他の大都市と違って、空襲などによる家屋の焼失がほとんどなく既存住宅が存続したため、都心部では「改良住宅」と「公営住宅」という趣旨と経緯の異なった二種類の市営住宅が戦後建設された。<sup>1)</sup>

「改良住宅」というのは、住宅地区改良法に基づいて、不良・老朽・住宅が密集する地区を順次買収除却して、その跡地に公的施設などと共に建設される、いわゆる事業協力者向けの建替え集合住宅である。この改良住宅は、京都市の場合専ら同和地区の環境改善事業として、建設された。<sup>2)</sup>

一方「公営住宅」は、住宅困窮者を対象として、広く一般公募によって入居させることを目的に建設された住宅である。都心部では、用地不足のため、主として郊外（山科区・西京区・伏見区）での立地割合が高く、全戸数の約75%に及んでいる。とりわけニュータウンとされる西京区の洛西エリアや伏見区の向島エリアを中心に昭和40年代半ばから50年代半ばにかけて、年間1,000戸ペースで公営住宅が建設された。その後は、毎年度約200～500戸の建設が続き、平成23年12月末時点での市営住宅は、99団地、706棟、23,752戸が存在する。改良住宅と公営住宅の建設戸数の割合は2：8となっている。

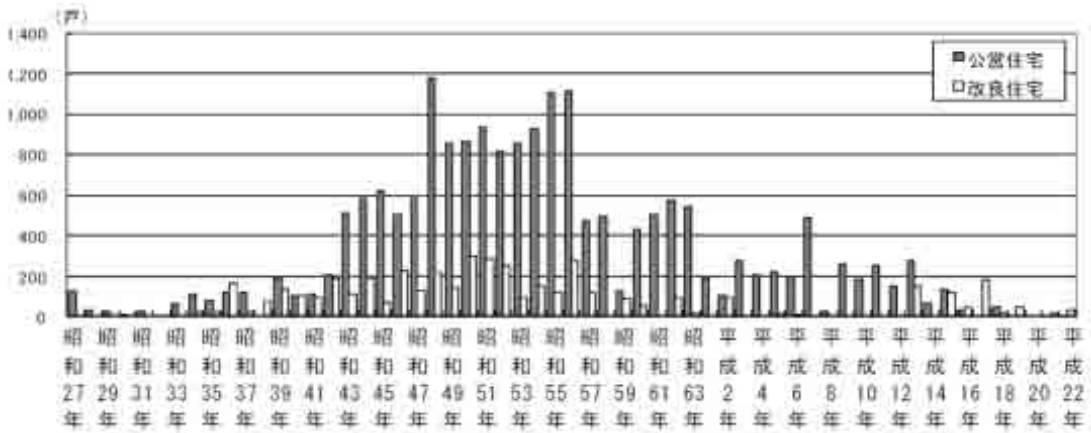
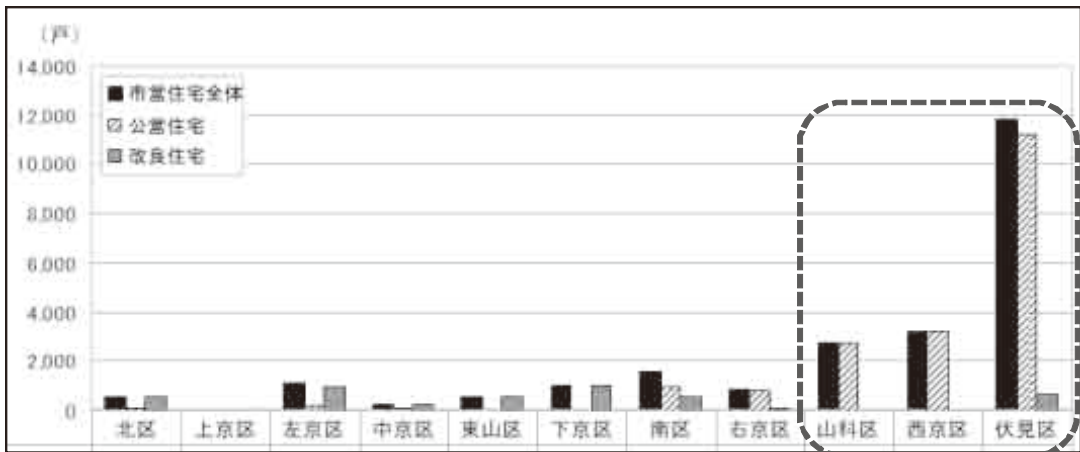


図1 竣工年度別市営住宅の管理戸数



都 心 部

郊 外

図2 行政区別市営住宅の管理戸数

市営住宅の設備などの現状や課題については、京都市によると次の3点に要約することができる。

1点目は、ハード面での市営住宅の老朽化等が進行していることである。築30年以上が約6割に達し、耐震改修が必要な住戸が約41%もあること。エレベーター等の設置は約51%に留まり、高齢者に対応した住戸内の段差が解消した住戸は約18%、浴室設置住戸は約70%となっている。

2点目は、市営住宅に限ったことではないが、コミュニティの弱体化が市営住宅で顕著になっている点である。65歳以上の高齢者を含む世帯

が約50%（京都市全体では約31%）、18歳未満の子どもを含まない子育て世帯が約19%（京都市全体では約20%）、そして世帯人数が2人以下の世帯が約73%（京都市全体では約64%）となっている。少子高齢化と核家族化が京都市全体より厳しくなっている現状がある。

3点目としては、上記の課題を抱えながら、京都市の財政状況が深刻化し、十分な予算を確保することができず、対応の遅れが生じている点である。平成13～22年度においては、耐用年数がきた住棟に対して建て替え及び全面的改善を中心に、ストックの水準向上を図ったが、その一方で既存の入居者に対する移転等の対応に相

当の時間を要し、その間財政難が深刻化し、一部住棟での実施にとどまらざるを得なかったことである。その結果、上記2点の状況は、今後一層進行することが予想されている。<sup>3)</sup>

### 3. 京都市市営住宅ストック総合活用計画

#### (1) 京都市の住宅政策「京都市住宅マスタープラン」

京都市では、平成23年度から10年間の京都の未来像と主要政策を明示する都市経営「基本計画」が策定され、11の重点戦略と27の政策体系が示された。その中で、まちづくり重点戦略として「低炭素・循環型まちづくり戦略」が示された。そこでは、既存の道路や公共施設などのストックを有効活用したまちづくりの推進が掲げられ、住宅部門の基本方針・施策を定めた分野別計画として「京都市住宅マスタープラン」(平成22～31年度)を定めている。住宅政策としては、【住み継ぐ】【そなえる】【支え合う】という3つのキーワードを設定し、重層的な住宅セーフティネットの構築と中・大規模の市営住宅団地のマネジメントを柱とした方向性が示されたのである。

先に述べた現状や課題に対する市営住宅施策の方向性における重層的な住宅セーフティネットの構築に関しては、①公営住宅の戸数は、現状程度に留め、②市営住宅の適切な更新と維持管理をはかると共に、③市営住宅の供給が少ない地域(都心部等)における住宅セーフティネット機能の向上を目標としている。また、マネジメントに関しては、①多様な世代が居住する団地づくりの推進、②子育て施設や高齢者施設などの導入により団地内外の交流、コミュニティの活性化に資する機能の充実を図ることを目標に定めている。

#### (2) 「京都市市営住宅ストック総合活用計画」

さらに、上記の「京都市住宅マスタープラン」(平成22～31年度)の下位計画として、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」(平成23～32年度、以下「総合活用計画」という)も策定された。つまり、「市営住宅ストックを長く有効に活用する」(しっかりと手入れして、長く大切に使う)というマスタープランの方針を、団

地及び住棟ごとに具体的に策定したのである。これまで耐用年数が来れば、順次建て替えてきた政策から、改修等を柱とした継続活用へと京都市は方向転換したといつてよい。

この総合活用計画では、市営住宅のほぼ全て(全99団地の706棟中702棟、23,752戸中23,616戸)をその対象とし、平成23～32年度の10年間で(5年程度を目途に、計画内容の見直しを図りながら)、次の4つの方針にそって有効活用を進めるとしている。

①実に戸数の90%(21,286戸)にあたる大多数の市営住宅は、長期活用に向けた適切な維持管理と改善をはかるという「継続活用」方針の対象となった。具体的には、耐震改修・エレベーター等の設置・住戸内の高齢者対応(住戸内のバリアフリー化)・浴室の設置・適切な維持管理(外壁修繕など)を実施して、継続活用をはかるとしている。

②戸数の1%(280戸)にあたる耐用年限を超過した木造市営住宅等は、「用途廃止」する方針の対象となる。入居者の住み替えを行い、木造住宅等を除却して、その跡地を売却している。

③「建て替え」方針は、最小限の公営住宅に限り、戸数の3%(615戸)がその対象となる。

④一方、主として改良住宅については、計画的な「集約化」を行う方針で、6%(1,435戸)がその対象となる。都心部に多く存在する改良住宅は、公営住宅のように転出入が流動的に行われる住宅とは違い、事業協力者向け住宅という性質上、その地区に居住していた住民に入居が限定されており、地区外からの入居は原則的に認められなかった。子どもの成長や収入状況などの変化によって、市営住宅等の画一的な住居水準に限界を感じ、転出する層も増えた。さらに、政策的な低家賃制度が廃止され、公営住宅と同様の「応能応益家賃」制度が適用されたことも拍車となって、改良住宅では公営住宅よりも人口減少・少子高齢化が急速に著しくなった。同様の現状が公営住宅団地であれば、この「集約化」が適用される。

そして、この③と④の方針については、複合させた形で「団地再生計画」を策定し、16団地

を対象として総合的な事業を実施するとしている。

#### 4. 京都市の「団地再生計画」

##### (1) 「団地再生計画」とは

この団地再生計画とは、市営住宅を地域資源と位置付け、団地内外の課題に対応した住戸の転用と敷地の活用を行うというもので、民間活力導入等の検討も視野に入れたものとなっている。

具体的には、既存住棟の改善（耐震改修、エレベーター設置、浴室未設置住戸への浴室設置など）の実施と住棟の建て替えを組み合わせ、それらの新住棟・改善住棟の空き住戸に集約（除却予定）住棟などからの住み替えを行う。その結果、団地内敷地に生まれた余剰地については、コミュニティの活性化を図るために活用するか、活用予定のない場合は売却する。改良住宅団地では、生じた余剰地に公営住宅等を建設や多様な住宅の供給（例えば定期借地権を設定した住宅用地への転用）をも図り、都心部の利便性を生かして、市民からの人口流入を促進させ、地域の再生・活性化を図ろうとする計画である。

団地再生計画では、このようなハード面の集約化によって、コミュニティの再生を活性化する施設の導入をはかるという側面だけでなく、団地再生計画策定過程に住民を参画させて、地域のまちづくりを通じて、コミュニティの再生

を図るというねらいもある。つまり、団地再生計画を進めるにあたって、地元住民の意見等を集約していこうというもので、その点で、ハードとソフトの両面的・重層的な集約化をねらいとしているともいえる。

また、地域住民の多様化を図るというねらいもある。市営住宅だけの団地では、どうしても入居者の所得階層に偏りが生じる。そこで、多様な住宅供給への道を開くことによって、多様な所得階層の入居と居住を促すことによって、コミュニティの活性化につなげたいとしている。

##### (2) 事例

今回、京都市の団地再生計画が進んでいる事例を二つ取り上げる。

①京都市が主導した形の団地再生計画である。S団地は、伏見区にある比較的交通の便がよく、有名な社寺や病院・学校・児童公園が近隣にある全9住棟（管理戸数132、入居戸数98、H23年1月現在）からなる公営住宅と市単費住宅の併設団地である。まず、団地内にある2階建ての7つの棟（計13入居戸数）を除却し、その敷地に旧4階建1棟（18入居戸数）の建替え棟として6階建ての新棟（41戸と集会所）を建設する。その新棟に計8棟の入居者の住み替えを行う。住み替え後、旧4階建て1棟は除却し、駐車場とコミュニティ活性化のために活用する。残る3つの棟は耐震改修とエレベーターを設置して継続活用するという計画である。

S団地については平成19年に基本構想を策定していた経過があり、それを発展させた形で、京都市が団地再生計画（案）を策定した。いわゆる、トップダウンの形で計画（案）が進められたが、その後、この計画案を基に基本計画を具体化するにあたっては、地元とワークショップを4回開催し、意見の反映に努め、上記計画がまとまった。

②居住者と京都市が協議を重ね作成した下京区にある改良住宅地区内のDブロック団地再生計画である。この改良住宅地区には事業の完了していないブロックEが残っているが、ABCDの4ブロックは事業が終了している。地元にはまちづくり推進委員会があり、その傘下にブロック毎の委員がいて、行政とパートナーシップ

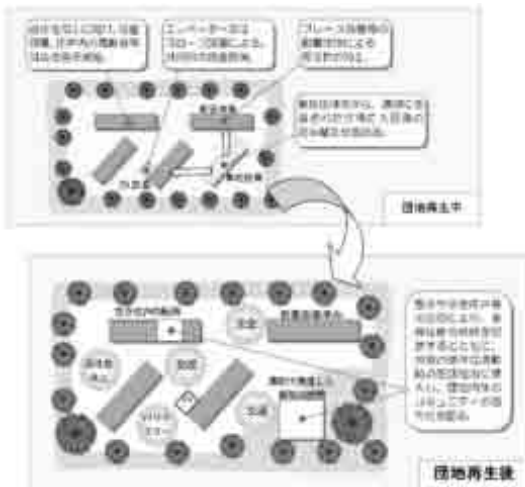


図3 「団地再生計画」イメージ

で事業が展開されている。<sup>4)</sup> 比較的建設年度の新しいCを除く3ブロックでは、老朽化したいくつかの住棟を集約する建替え新棟を建設し、旧棟から住み替え、除却するという従来方式で事業が進められていた。この方式でAブロックに建替え新棟1、Bブロックに建替え新棟2が建設された。

Dブロックでは狭いエリアに7つの住棟が密集していたため、まず周辺用地に建替え新棟を建設し、従来方式による計画が協議されていた。ところが、突如京都市が「団地再生計画」方式に変更したため、計画を変更せざるを得なくなった。この方針変更に入居者は納得できなくなるとしながらも、住環境改善は止めるわけにはいかないと、ワークショップ等を開催し、耐震改修とエレベーター設置による継続活用棟と建替え新棟建設を併用した団地再生計画（案）を完成させた。新棟建設は、ブロック外の改良事業未完了エリアの展望が未確定であることを理由に、宙に浮いてはいるが、住棟のエレベーター設置や既存住戸への住み替えなど、実現可能な取り組みから進められている。

## 5. 「団地再生計画」推進の課題

### (1) 新しい「まちづくり」の提唱

一般的に市街地密集住宅や公共住宅団地の再生については、いわゆる「まちづくり」の観点から、まち・地域の社会福祉施設・住宅規模や住居施設・商店街の設置等をどのように計画・再生するかというハード面に関する課題や方向性についての事例研究もあり、一方ではその計画を策定し、実現していくプロセスにおける主体・協力などの手法に関するソフト面の事例研究も紹介されている。とりわけ公共事業を中心とする従来の地域経営が破綻に瀕している現状にあって、住民主体や地方自治体とのパートナーシップ、NPO等の連携の中で「地域コミュニティ再生」に主眼を置いた営みが注目されている。<sup>5)</sup>

後者について、内田は①いわゆる公共事業中心の地域計画・都市計画から、まちづくり・むらおこしへの転換、特に施策のソフト化を推進するとともに、まちづくり・むらおこしをコミ

ュニティ・デベロップメントとして位置づけなおし、コミュニティ・デベロップメントの各パートとしてのコミュニティワークの発展を図ること。②コミュニティワークを担う主体としてNPOを重視し、NPOと自治体行政のパートナーシップやコラボレーション（協力）を追求すること。コミュニティワーク、コミュニティ・ビジネスを地域経済の視点から積極的に評価し、育成し、地域再生の手がかりとすること。③大都市、大都市近郊、地方都市、農山漁村と空間的に分断され、自治体の領域内にとどまっているまちづくり・むらおこしの施策をパースペクティブに捉えなおし、各地のコミュニティワークのネットワークングを図り、まちづくり・むらおこしの活性化を図ること。④日本におけるコミュニティワークを活用したまちづくりの可能性について大阪の同和地区のまちづくりを「コレクティブタウン」の典型の一つとして紹介している。<sup>6)</sup>

内田が先進事例として注目する同和地区のまちづくりでは、参加・交流・パートナーシップをキーワードとした「人権のまちづくり」として、①幅広い住民の積極的な参加によって貢献する一方、住民の総体であるまちが、一人ひとりのために援助する精神。②まちづくりは、参加する住民が学び合い、それを知的、経済的、文化的に高めていくことの必要性。③まちづくりは、それぞれの地域の実情を踏まえて、個性ある形成が必要であることが提唱されている。<sup>7)</sup>

### (2) 京都市「団地再生計画」推進のハードル

このような先進事例や知見に学びながら、京都市の「団地再生計画」推進を進める必要があるが、そこには既存の入居者の生活があるため、その実現には、いくつかのハードルがある。先に紹介した下京区にある改良住宅地区のまちづくりに参画してきた経緯から、それを整理すると次のような点を上げることができる。

第1は、団地内では、エレベーター設置や浴室等住宅改善への強い関心や要望がある。しかし、誰もが求める要望であったとしても、一朝一夕には実現しない。要望が広く強いほど、実現には、予算面でも、順位面でも、時間がかかる。しかも、住民の要望は年齢など多様な要因によ

って、考えの相違や温度差もある。行政からのトップダウン形式ではなく、住民参画型のボトムアップでやろうとすればするほど、手間暇かかることになる。つまり、「住宅の集約化」の前段となる「要望の集約化」というハードルがある。

とりわけ、団地再生計画における要望の集約化で特に難しいのが、従来の建て替え方式との整合性と住み替え手順である。

集約・再生化の対象となっている団地では、以前から耐用年数に応じて、建て替えてを計画的に進めてきた経緯がある。最新の居住水準に準拠したエレベーター・浴室・バリアフリー化の整った新棟を建設して、除却・集約化予定の居住者をその新棟に住み替えさせるという併用方式で計画を進めるなら、協力は得やすい。しかし、団地再生計画のほとんどは、建て替え新棟ではなく「既存住棟の改善」を行い、その改善住棟の空き部屋に除却予定の入居者を順に住み替えさせて、集約化を図るという方針であるから、要望の集約がより複雑となる。

住棟の建て替え順番を心待ちにしていたのにその計画が突然中断された上、「既存住棟の改善」には新棟のような魅力が乏しい。入居者が生活している住棟の改善となると、どの棟から、どの部屋から改善を図るかが問題となる。そこには、建設年度や補助金との関係で、制約がつかまとう。改善後の既存住宅に多くの空き部屋があればいいのだが、部屋数には制限があり、そこへの棟の誰から入居させていくかなどの手順の点で判断が難しくなる。抽選でというわけにも行かず、障がいや年齢などの住み替え緊急度の基準作りも必要となる。

このように、再生化計画の実施には、住民の協力が不可欠となり、協力を得るためのルール作りが重要な課題となる。

第2は、これら「要望の集約化」という点では、要望を取りまとめ、その窓口や折衝の母体となってくれる自治組織の存在があれば、実現の道筋に希望が持ち易い。しかし、そこにも厳しい現実がある。

改良住宅団地の場合には、もともと部落解放運動という地元の強い要望があったこと、法的

にも住宅地区改良法に基づく事業協力者向き建て替え住宅という性質と地区全体のクリアランスを図るための用地買収や付属施設等の建設計画が必要ということから、自ずと地元の自治会や団体、入居予定者との協力が欠かせなかった。その点で、自治組織と協力しながら、計画を進める基盤があるといえるが、少子高齢化や人口激減による地元自治組織の弱体化という課題が生じている。

公営住宅団地の場合には、改良住宅団地と比べ、地元自治組織の存続が難しい。以前は繋がりなかった世帯が公募によって入居し、そこに新たな地域コミュニティーを形成していくわけだから、入居者の強い熱意と協力・合意がないと、団地・住棟の自治組織が誕生しにくい。当初できた自治組織も、役員の高齢化や後継者不足、転出入や居住者の生活が困難化するなかで、形骸化しているところも生まれている。ニュータウンのような大規模団地では、住棟・ブロック毎だけでなく、連合組織となると、組織化や運営が一層難しい現状がある。

「自治組織の活性化」は、要望の集約化に留まらず、地域再生の最重要課題となっている。

第3は、「関係機関の連携」というハードルである。団地再生をはじめとする市営住宅の活用計画の実施には、なんといっても行政側の取り組み、予算が不可欠となる。住民側の要望があっても、行政には起案から関係部署での協議、さらには予算配分等々の手順がある。事業計画から実施に至るまでは、単年度で終わらないことも多い。

ところが、その担当行政職員は、概ね3～5年で人事異動になる。その中で、計画の継承がしばし中断することがあり、しかもまちづくり等の担当経験が少ない職員が配属されるとなると、連携がうまくいかないことも起こる。異動してきた担当職員が計画策定協議の内容を正確に継承するには、やはり時間がかかる上、時として職員の熱意や意識の上での温度差によって、計画協議が軌道に乗るまでのタイムラグが生じることも多い。

一方、自治組織は、住民の要望を集約するなど、計画協議の継続性では力となるが、専門性

に欠ける弱点がある。やはり、計画を検討する知識や生活を抱えたなかでの取り組みとならざるを得ず関与時間にも制限がつきまとう。その点で、まちづくりに精通した研究者・コンサル会社やデベロッパーなどの協力が必要となる。ところが、これらの連携を得るには、市営住宅の場合は、やはり経費負担の点がハードルとなる。

以上のようなハードルをいかに克服するかが、団地再生計画の成功の鍵となり、併せて地域再生の展望につながっていると言っても過言ではない。その点で、最も現実的でその突破口になる力は、これらの地区やその歴史に精通し、地区再生の明快なビジョンを持ち、事業を成功へと導く熱意と実行力を兼ね備え、指揮するスーパーバイザーの存在とボランティア団体やNPO組織との協働であると考えられる。<sup>8)</sup>

## 6. 協働とパートナーシップによる「みんなが主人公のまちづくり」

京都市市営住宅は、先に述べたようにハード面では既設の市営住宅は長期活用するが、将来的には耐用年限を迎えることになる。京都市は、将来的な人口・世帯推移や京都市内の住宅総数78万戸のうち14%に当たる11万戸が空き家となっている現状を見据えながら、対応を検討することも予想されるが、住宅確保要配慮者への政策は、市場にゆだねられるべきものではなく、人権保障の観点からすれば、「団地再生計画」推進の課題は、京都市市営住宅全体の再生に通じるものとなる。

「団地再生計画」は、住宅等の物的施設の建設という「タテ軸」と共に支え合い安心できる生活作りという「ヨコ軸」との間にある「家賃制度」「住宅の多様性」「商業と営業」「外部施設導入」「福祉」「教育支援」などの座標を視野に入れた複合的な取り組みである。団地というハード面の再生を目指しつつも、その一方で入居者の生活セーフティーネット等の側面から、団地内外のコミュニティの再生と結びつかなければ、仏つくって魂を入れ忘れることになる。団地・地域を住民自身が行政と一緒に造り上げる過程を通して、自分たちの街であると

言う自覚と誇りをもち、地域を愛する仲間をつくっていくという「みんなが主人公のまちづくり」とすることによって、コミュニティの再生となるからである。

この点について益川は、地域・まちにおける生涯学習・社会教育実践とコミュニティ・ガバナンスの構築による「新しい公共性」の獲得との視点から、「協働」が、管理や統治の「補助」・「補完」（行政の合理化や下請け化）として吸収されるものではなく、それらに代わる新しい社会編成原理として「新しい公共性」（「自律的公共性」・「市民的公共性」）の獲得を試みる概念と位置づける。こうした「新しい公共性」の獲得は、地域・まちでの人と人のつながりを広め、個人や家庭だけでは解決困難な問題が増大している今日において、人びとの間に安全・安心感・信頼感に支えられた人間関係を生み出し、それらを媒介にして地域・まちの抱える問題解決の方向性を模索する中で、地域・まちの活力を生み出すものでもある。また、地域・まちの社会的・歴史的・文化的・経済的基盤を基底としたそれぞれの地域・まち独自の「新しい公共性」が獲得されることにより、それが地域・まちの個性を生み出すことにもつながる。そうした地域・まちの個性を形成することで、そこに住み、働く人びとが、地域・まちに関心や愛着・誇りをもち、そこに住み、働き続けたいと思ひ、次の世代にも誇りうるような地域・まちを、また、新たに人を惹きつけるような地域・まちを創造する地域・まちづくりの取り組みとなると示唆する。<sup>9)</sup>

地域再生において「みんなが主人公のまちづくり」「まちづくりは人づくり」というスローガンがよく掲げられるが、その営みは決してその地域や居住者の生活再生にとどまらず、新しい民主主義社会の有様とそれを推進する主体者の有様をも提起している。地域は、決して固定的な空間ではなく、流動的な側面を持つものである限り、地域に居住する人間にとっての共有財産であるだけでなく、社会全体の共有財産でもある。それは、単に建物や施設などのハード面における共有財産にとどまるだけでなく、まちづくりの過程を通して、人々が信頼関係を基

盤にして民主主義社会の主体者であり、実行者となって、その利益の享受者となるという共有財産をも獲得する営みでもある。その意味で、地域再生・まちづくりは、「人民の、人民による、人民のための」(リンカーン)民主主義社会を実現する「身近な地元の学校」でもある。

但し、この「学校」には、指導する教師もいないし、定められたプログラムも設定されていない。まちづくりの創造・再生には、行政、市民、ボランティア・NPO団体(市民活動団体)、企業等、多様な主体が相互に協働関係を持ちながら、地域の問題解決に向かって役割を担い合うという社会関係資本(信頼でつながる力)の育成と蓄積が大きな原動力となる。団地再生計画の推進においても、地域のスーパーバイザーを核とした地域住民の粘り強い継続した取り組みと共に市民によるボランティア団体やNPO組織との協働を、行政に重ねていくエネルギーが重要となる。

私のコミュニティー活動での経験からいえることは、これらを推進するために役立つ三種の必需品・携帯品がある。一つは、旧式の「無線機」(糸電話)である。意見を言った後は「どうぞ」と言って、次は聞き手になるというコミュニケーション方式である。ていねいな言葉で、ゆっくりとした双方向の会話である。次は、新品でない「運度靴」である。フットワークの軽い、「行こかー」「またね」「あきらめたらアカン」の声かけでつなぐ誘い合いである。最後は、さわやか「タオル」である。しんどいけれど楽しく、肩こらずに、難しくない、無理をしすぎないで、

いい汗をかくという経験である。時には、飲みケーション、お茶ケーションが元気の栄養剤になる。これらの携帯品によって、信頼でつながる力の培養を図ることが団地再生・地域活性化の要となると考える。

## 注

- 1 瀬戸口剛「公共住宅とまちづくり」(佐藤滋編著『まちづくりの科学』、鹿島出版1999)等
- 2 建設省住宅局長稗田治監修『住宅地区改良法の解説－スラムと都市の更新－』全国加除法令出版1960
- 3 京都市の市営住宅政策やデータは、2012年1月24日研究会における京都市都市計画局住宅室部長平井義也氏「京都市営住宅の団地再生計画」発表資料に基づく。重ねて感謝する。
- 4 拙稿「崇仁地区の新しいまちづくり－その前夜祭囃子に引き寄せられて－」京都文教大学人間学研究所『人間学研究 Vol.2』2001
- 5 黒崎羊二他編著『密集市街地のまちづくり－明日を編集する』学芸出版社2002、伊藤滋著『都市の再生、地域の再生』ぎょうせいなどがある。
- 6 内田雄造編著『まちづくりとコミュニティーワーク』解放出版社2006
- 7 (社)部落解放・人権研究所編『人権のまつづくり－参加・交流・パートナーシップ』解放出版社2000
- 8 リムボン「同和地区における社会資本の蓄積と都市政策の新たな可能性－崇仁地区を事例として－」リム・ボン他共著『躍動するコミュニティーマイノリティの可能性を探る－』晃洋書房2008
- 9 益川浩一編著『人々の学びと人間的・地域的紐帯の構築 地域・まちづくりと生涯学習・社会教育』大学教育出版2007